

長泉町告示第 7 7 号

長泉町地方就職学生支援金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日

駿 東 郡 長 泉 町 長 池 田 修

長泉町地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいい、条件不利地域を除く。以下同じ。）の大学を卒業した学生の県内への移住を伴う県内就職を支援するため、東京圏内の大学を卒業して、静岡県に移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては静岡県地方就職学生支援事業実施要領（令和 6 年 3 月 21 日付け就労第 384 号静岡県知事通知）、長泉町補助金等交付規則（昭和 54 年長泉町規則第 10 号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「移住」とは、静岡県内の企業に就職することが内定しており、卒業後に当該内定企業に就職し、長泉町に住民登録を有し、生活の本拠を長泉町へ移すことをいう。

2 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(支援対象者)

第 3 条 支援金の対象となる者は、申請時において、次の各号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が静岡県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に(ア)に規定する内定企業に就職し、長泉町に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他静岡県又は長泉町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地予定地が静岡県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 静岡県内での勤務地限定型社員として採用予定であること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、勤務地が静岡県内に所在する企業への就職活動に要した交通費とし、5,940円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、長泉町地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）及び長泉町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 内定証明書（地方就職学生支援金の申請用）（様式第3号）
- (3) 交通費の領収書
- (4) 在学証明書（別表に例示）
- (5) 移住元の住所を確認できる資料（別表に例示）
- (6) 口座振込依頼書（様式第4号）
- (7) その他市町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定等)

第7条 町長は、支援金の交付を決定したときは、長泉町地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知し、申請から3か月以内に支援金の交付を行うものとする。なお、審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、長泉町地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願（様式第

6号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 町長は、前条の再交付を認めたときは、長泉町地方就職学生支援金交付決定通知書(再交付)(様式第7号)により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、長泉町地方就職学生支援金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
 - (2) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (3) 申請日から1年以内に長泉町に転入しなかった場合(申請時にすでに長泉町に住民票がある場合を除く。)
 - (4) 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合(退職日から3か月以内に第3条第2号の要件を満たした静岡県内の別の企業に就業する場合を除く。)
 - (5) 転入日から5年未満に長泉町から転出した場合
- (支援金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事業があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全額の返還 前条第1号から第4号までのいずれかに該当又は転入日から3年未満に長泉町から転出した場合
- (2) 半額の返還 転入日から3年以上5年未満に長泉町から転出した場合

2 町長は、前項の規定により支援金の返還をさせるときは、当該申請者に対し、長泉町地方就職学生支援金返還請求通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

証明書類	備考
------	----

在学証明書	卒業学年であることの確認ができるもの（学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆及び押印（大学の印）すること。）
移住元の住所を確認できる資料	住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振り込み明細や引き落とし履歴をあわせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等。